

[5] 発電・溶接・照明機器

機 械 名	区 分	資 格	公道運転免許	法定検査	備 考
発電機 (50Hz 換算)	8kW 以上	低圧電気業務取扱に係る特別教育の資格保有者が望ましい。	—	—	
溶接機	金属の溶接・切断等	特教 アーク溶接作業特別教育	—	電防 電撃防止装置の定期点検	
投光車	—	—	免 車両総重量が 5t以上 11t未満;中型免許 5t未満;普通免許	車検 自動車検査制度の 検査及び定期点検	